

上条

報告

第43号
平成24年12月

甲州市教育委員会
☎32-5097

上条地区の

伝統的建造物群保存地区

選定に向けた説明会を開催

十月二十二日(月)と十一月二日(金)に、上条地区の観音堂で「伝統的建造物群保存地区選定に向けた説明会」を開催いたしました。

二十二日には、田辺市長から直接伝建地区の選定について願いますとのあいさつがありましたが、教育委員会からのお知らせが十分でなかったため、数人しかお越しいただけませんでした。

そのため、組長様を通して二日に再度開催させていただきます。保坂教育長から前回市長がお願いした旨をお話いたしました。その後フリートークで質問をいただき、また、貴重なご意見を伺うことができました。

説明会には、地元選出の田辺市議会議員、矢崎教育委員にも出席をしていただきました。市長が上条地区の方々を前に、伝建選定についてお願いをするのは今回が初めてのことでしたので、今号はその説明会の様子をお伝えします。

地区の皆様方には、一日のお仕事の後にご足労いただき、誠にありがとうございます。また、こちらの不手際で、二晩もお付き合いくださった方々に、改めてお詫び申し上げます。

田辺市長のお願いのあいさつ

(平成二十四年十月二十二日)

週のはじめの夜にお集まりいただき、誠にありがとうございます。

また、地元選出の田辺民男議員様にもお越しいただきまして、誠にありがとうございます。田辺議員様には、市議会でもたびたび上条集落についてご質問をいただくなどしております。

本日は、上条集落の今後のことについて、お話とお願いに伺いました。

上条集落につきましては、平成十六年度に一度調査されており、市としての方向性が定まらずにここまでできてしまいました。

この間、地元の皆様のご尽力によりお堂(集会場)が茅葺に戻され、市内のNPOが甲州民家情報館を整備するなど、集落の景観が大きく変化してきました。情報館では年間一五〇名ほどが体験施設として活用されており、学校に上がる前の子どもをはじめ、特に若い方に好評で、よい思い出を作ってお帰りになっているということを聞いています。

甲州市では数年前から、景観行政に力を入れていきます。昨年度まで景観に関する各種のイベントを開催し、上条集落にもお邪魔したことがありますし、集落の方のご参加もいただきました。イベントを通じて得た資料や情報をもとに、本年度は



景観計画と景観条例を定めるところで、新年度からの施行を予定しています。

地域やふるさとの景観を保全していきついで、とは、いまある資源を大切にしていきたいですね、資源とは、甲州市の恵まれた自然環境であり、その環境に抱かれた人々の生活そのものであります。伝統的建造物群保存地区の制度は、地域の集落景観の保全を目的とした最も早い国の制度で、今年で三十三年目を迎えました。

伝建地区の中で、国が選定する重要伝統的建造物群保存地区については先日、新たに四地区の選定が答申され、全国の重伝建地区は一〇二件に増えました。三十三年で一〇二件ですので、国の文化庁や文化審議会も慎重に選定をしている様子ですが、文化庁では上条集落について非常に注目をしており、近々視察にみえる予定です。

また、県でも同様につながるよさを残していく取り組みを重視しており、本年八月三日には横内知事も上条集落の視察にみえました。私は知事を「ご案内して集落を散策しながら、上条集落を甲州市の施策として保護保存していくこと、改めて感じた次第です。

伝建地区に選定されると、良い点もありますが悪い点もあります。ただ一つ言えますのは、性急に整備を進めるといったことはない、ということ。茅葺の屋根は目立ちますし、これが集落の家々まで茅葺に戻されると、さぞ壮観だろうと思いますが、それ以前に火災などへの防災対策を行わなければなりません。

上条集落を伝建地区にすることに、甲州市のよさを全国に発信できますよう、地元の皆様方にご理解とご協力をお願いするものであります。どうかよろしくお願いいたします。

十一月二日に再度説明会を開催したところ、上条地区からは十六名のご参加をいただきました。

冒頭、保坂教育長が市長のお願いの内容をお話し、その後意見交換会に移りました。

以下、意見交換会の様子を記します。

意見交換会 要旨



まず事業の進め方から説明を。

同意のための説明会を開催し、その後条例を制定、国へ申し出をして重要伝統的建造物群保存地区を目指す。国選定でなければ財政上のメリットはない。伝建地区に選定されると、新築の家は建てられなくなるのか。また、伝建の範囲をどう考えているか。

新築は個人の権利なので、全く建てられないという事はないと思います。ただし、形状や色彩に配慮していただきます。新築については、修景事業として補助対象となることもあります。範囲については、東側は上条川まで、南側は金剛山の際まで、北側と西側については耕作地と山林の境あたりを考えています。

防災事業は何をするのか。防災設備などは、古い家だけを対象とするのか。

重伝建選定後、国庫補助事業により市で防災計画を立て、その後郷再計画に基づき放水銃などの設置を行います。防災計画は、伝建地区すべてをカバーするもので、特定物件でなくても設備を設置します。個々の建物を護るのではなく、類焼を防止するためにも地区全体の計画と設備とします。

個人の負担はどのくらいか。また、空き家は市が買うのか。

伝建の制度が外観を保護するものなので、屋根を茅葺にする、建具を木製にするなどには補助率が高くなり、八割を補助という例が多いです。ただし、内部については補助対象外となることもあります。空き家については、そのすべてを市が公有化することは文化庁が認めません。空き家バンクなどの制度を活用し、人が生活し続けられるよう努力していきます。

伝建に選定されたら、必ず建物に手を入れなければならないのか。

そんなことはないが、整備を進めて統一感を出したほうが交流人口も増えていきます。文化庁から、伝建地区の整備は市が責任をもってやりなさいといわれているので、市からお願うこともあると思います。

説明会に来られない人もいるので、資料と工程表を配布してほしい。組には六五歳以上が二十人ほどいるので、十年後や二十年後にどうなっているかということを示してほしい。

資料や工程表は用意します。空き家の対策も今後考えていきます。

建物の修理はいつから始めるのか。

重伝建に選定された後でないと、国や県の補助金が得られませんので、数年先になります。

今日の意見交換は、話にも出た工程表も大事だが、今後市が伝建を進めていく上で、地元の意思表示を確認することが先ではないか。整備そのものは、やり始めたら何十年もかかるものなので。

その通りです。先日は市長自らがお願いに伺いました。今後繰り返し説明会などを開催させていただきます。ご理解ご協力をいただきたいと思います。

(教育委員会からお願う)

工程表を出すうえで、再度調査をお願いします。十六年度の調査は茅葺切妻造の主屋を対象としましたが、上条は養蚕集落であり、明治期以降の養蚕王屋や蚕室、屋敷構えとして物置などの附属屋がよく残っています。工学院大学の後藤教授のグループに調査を委託する予定ですが、集落の全容を知るうえで追加調査をさせていただきます。

工学院大学は、いつも来て調査しているようだ。

今後の会議でも、体が不自由で来られない宅には、教育委員会で直接行って説明してほしい。

教育委員会で直接説明に伺うようになりますが、組長様にもお願うして、同行していただけるのならお願うしたいと思います。



今回の説明会は、市長が皆様方に伝統的建造物群保存地区の選定を直接お願いした会でもありました。

これからも度々説明会を開催し、伝建選定について地元の方々のご理解ご協力をいただけるよう取り組んでいきますので、どうかよろしくお願ういたします。